

広情個審第77号
令和7年2月7日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年2月27日付け広都機第134号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第378号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年2月27日付け広都機第134号の諮問事案（諮問第378号事案）

令和5年9月12日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年9月26日付け広島市指令都機第57号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年10月20日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した「広島駅南口開発㈱が令和元年7月に専門機関に委託して行った耐用年数調査報告書の概要書・抜粋（広島市が送付を受けたもの）」について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、物理的耐用年数の算定根拠、専門機関に関する情報に係る不開示部分の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関は不開示部分の理由として、法人の技術上のノウハウ及び委託先に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第3号に該当するためとしている。しかし、部分開示された「広島駅南口開発㈱が令和元年7月に専門機関に委託して行った耐用年数調査報告書の概要書・抜粋（広島市が送付を受けたもの）」では、(1)全般的な状況、(2)評価対象及び(3)調査箇所の選定の項目が全て不開示となっており、これらの項目はいずれも「技術上のノウハウ」及び「委託先に関する情報」に該当しない。また、(5)躯体の実効的物理的耐用年数の算定では、「耐用年数は49年と算定される」とする記述しか開示されず、算定根拠が不明である。

イ 実施機関が不開示理由の根拠としている条例第7条第3号は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と明確に規定している。広島市民が日常的に利用することになる図書館の建物の安全性に大きく関わる躯体の実効的物理的耐用年数は、「市民の生命、健康、生活」に直結する重要な情報であり、その算定

根拠は市民の生命、健康を支えるに足る信頼性が求められるため、耐用年数と同じ重要性を持つ情報である。したがって、条例第7条第3号を根拠とするならば、実施機関は少なくとも、「(5) 躯体の実効的物理的耐用年数の算定」については全てを公表する義務を負う。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人からの「エールエールA館について令和元年7月に第三者の専門機関に委託して行った調査について記した文書の全て」という公文書開示請求に対し、対象文書として、「広島駅南口開発(株)が令和元年7月に専門機関に委託して行った耐用年数調査報告書の概要書・抜粋(広島市が送付を受けたもの)」を特定し、本件部分開示決定を行った。対象文書の記載のうち、不開示とした箇所は、法人の技術上のノウハウ及び委託先に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(条例第7条第3号に該当)である。
- (2) 上記文書は、広島駅南口開発株式会社が同社の長期借入金の返済計画の変更を検討する際に資産価値を確認する目的で専門機関に業務委託して行ったエールエールA館の耐用年数に係る調査に関するものである。本市としては、広島市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の再整備地について比較検討を行うに当たり予算が認められていない中、当該調査を活用するため上記文書の送付を受けたものである。
なお、上記文書は、広島市が議会へ中央図書館の再整備候補地の比較検討に関する報告をするに当たり広島駅南口開発株式会社から任意に提供を受けたものであり、その際に同社から、耐用年数の情報を活用することについてのみ同意を得、それ以外の情報までを公にすることについての同意は得ていない。
- (3) 以上のことから、当該調査は本市が専門機関に委託して行ったものではなく、上記文書の中には広島駅南口開発株式会社が委託した法人の調査手法等調査に関するノウハウが含まれており、これが公になれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の規定に基づき不開示としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより(中略)市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

(2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」と規定している。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、本件部分開示決定において実施機関が特定した「実効資産価値評価報告書（抜粋）」と記載された4ページから成る文書（以下「本件文書」という。）である。

(4) 本件文書の不開示部分について

本件文書の不開示部分は次のとおりである。

- ・ エールエールA館の耐用年数に係る調査を行った専門機関（以下「調査機関」という。）の名称及びロゴ
- ・ コピーライト表示及びページ番号
- ・ 5. 1 建物の実行物理的耐用年数と記載された文書の(4)の項目の名称（以下「(4)の項目の名称」という。）
- ・ 5. 1 建物の実行物理的耐用年数と記載された文書の(1)から(4)までの項目の内容及び(5)の項目の内容の一部（以下「(1)から(5)までの項目の内容」という。）
- ・ 調査箇所（図面）
- ・ 調査時の状況（写真）

以下、本件文書の不開示事由該当性について、検討する。

(5) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 調査機関の名称及びロゴ

当該情報は、広島駅南口開発株式会社がエールエールA館の耐用年数に係る調査をどこに委託したかという法人の取引先情報であり、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ コピーライト表示及びページ番号

当該情報のうち、調査機関の名称の表記は、(5)アのとおり、広島駅南口開発株式会社の取引

先情報であることから条例第7条第3号の不開示理由が認められるが、その余の情報については、不開示理由が認められないため、同号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

ウ (4)の項目の名称及び(1)から(5)までの項目の内容並びに調査箇所(図面)及び調査時の状況(写真)

ア 実施機関は、(4)の項目の名称及び(1)から(5)までの項目の内容並びに調査箇所(図面)及び調査時の状況(写真)には、エールエールA館についての評価対象の考え方、調査箇所の決め方及び実効的物理的耐用年数の算定手法等が記載されており、これら全てが調査機関のノウハウであるとして、条例第7条第3号アに該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該不開示部分には、建物の構造、評価対象の捉え方、調査手法・調査対象箇所、計測結果及び実効的物理的耐用年数の算定手法等に係る記載並びに調査箇所の図面及び調査時の状況写真に係る記載はあるが、これらの情報に法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を維持するため秘匿すべき独自の技術や独自性が含まれているとは認められない。

イ また、実施機関は、本件文書を公にすることにより、広島駅南口開発株式会社が調査機関との関係において信用低下を招くこと等による不利益を受けるおそれがある旨説明する。

本件文書を公にすることにより、調査機関との関係においての広島駅南口開発株式会社の信用低下が生じるという可能性は否定できないが、これにより、条例第7条第3号アに規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれがあるとまで認めることはできない。

ロ なお、5.1 建物の実行物理的耐用年数と記載された文書の(3)の項目(以下「(3)の項目」という。)の内容の一部に建物の配置に関する情報が記載されており、当該情報を公にすると、警備上の支障が生じるほか建物の安全性が低減し、広島駅南口開発株式会社の建物の所有者及び管理者としての権利・利益を害するおそれがあることから、当該情報は条例第7条第3号アの不開示理由が認められる。

ハ 以上のことから、上記不開示部分のうち、(3)の項目の2行目の6文字目及び7文字目を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については、不開示理由は認められず、同号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

(6) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 実施機関は、広島市が議会へ中央図書館の再整備候補地の比較検討に関する報告をするに当たり、広島駅南口開発株式会社から、同社が令和元年7月に長期借入金の返済計画の変更を検討するためエールエールA館の資産価値を確認する目的で専門機関に委託して行った調査に関する本件文書の提供を任意に受け、その際に耐用年数の情報を活用することについてのみ同意を得ており、それ以外の情報までを公にすることについての同意は得ていない旨主張する。

当該主張は、本件文書は広島駅南口開発株式会社から本件文書における耐用年数の情報以外の情報については「公にしないとの条件」で、実施機関に任意に提供されたものであることから

ら、条例第7条第3号イに該当する旨の主張と解される。

イ 条例第7条第3号イの不開示事由に該当するというためには、「公にしないとの条件で提供されたもの」というだけでは足りず、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」であることが必要である。

ウ この点について、当審査会が実施機関に確認した内容によれば、本件文書の提供に係るやり取りは電話及び対面でのやり取りであり、やり取りに関する文書は保有していないということであった。同様に広島駅南口開発株式会社に本件文書の提供に係る広島市とのやり取りについて確認した内容によれば、本件文書の提供に係る広島市との間のやり取りに関する文書は不見当であり保有していないということであった。

また、建物が物理的にどれくらいの耐久性を有するのを示す耐用年数は、年数の情報そのものに意味があるとしても、それがどのようにして算定されたのかという情報も重要であり、これらの情報は、切り離し難い一連のものであると考えられ、広島市が耐用年数の情報を用いて議会に報告することも考え合わせれば、耐用年数の情報以外の情報を公にしないとの条件を付することが合理的であるとまではいえない。

エ 以上のとおり、条例第7条第3号イの「公にしないとの条件で提供されたもの」であることを認めるに足る立証はなされておらず、また、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とはいえないことから、同号イの定める不開示情報に該当するということとはできない。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 2 . 2 7	広都機第 1 3 4 号の諮問を受理 (諮問第 3 7 8 号で受理)
R 6 . 6 . 1 9 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 6 . 7 . 1 7 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 6 . 8 . 2 1 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 6 . 9 . 2 0 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議
R 6 . 1 0 . 2 2 (第 5 回審査会)	第 3 部会で審議
R 6 . 1 1 . 1 9 (第 6 回審査会)	第 3 部会で審議
R 6 . 1 2 . 1 7 (第 7 回審査会)	第 3 部会で審議
R 7 . 1 . 2 1 (第 8 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹